最終更新日:2015年12月24日
チタン工業株式会社
取締役社長　渡邉　一
問合せ先:取締役管理本部長　中村　茂　TEL　0836-31-4155
証券コード:4098
http://www.titankogyo.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、「顧客本位、効率経営、社会貢献」の企業理念のもと、株主、顧客、従業員及び地域社会をはじめとする様々なステークホルダーからの信頼を高めるとともに、透明かつ公正及び迅速かつ果断な意思決定を促進し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するため、コーポレートガバナンスの充実に取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則4-11-3.　取締役会全体の実効性の分析及び評価】
当社は現在、取締役会全体の実効性についての分析及び評価を実施しておりませんが、今後、取締役会全体の実効性の分析及び評価を実施することやその結果の概要を開示することについて検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

当社は、以下の各原則について、当社のコーポレートガバナンス基本方針に定め、当社のホームページで公開しておりますので、ご参照ください。
http://www.titankogyo.co.jp/about/governance/

※(　)内の条数は当社の「コーポレートガバナンス基本方針」の条数を示しております。

【原則1-4.　いわゆる政策保有株式】(第16条)
当社は、中長期的な観点で、当社の事業運営に資すると判断した場合に、政策的に上場株式を保有しております。また、当社は、当社及び発行会社双方の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上等に資するかを総合的に判断し、政策保有株式の議決権を行使しております。

【原則1-7.　関連当事者間の取引】(第7条)
当社は、取締役が、競業取引又は利益相反取引を行う場合、会社法356条に従い取締役会で事前の承認を得た上、当該取引実施後に、取引結果を取締役会に報告しております。また、当社が、主要株主や関係会社等の関連当事者と取引を行う場合、社内規定に従い、取引の重要性やその性質に応じた承認手続を実施しております。

【原則3-1.　情報開示の充実】(第1条、第4条、第11条、第12条)
(1)経営理念及び経営戦略等
当社は、当社の経営理念を当社ホームページ(http://www.titankogyo.co.jp/about/philosophy/)で公開しております。また、3か年の中期事業計画を策定し、東京証券取引所及び当社ホームページ(http://www.titankogyo.co.jp/irinfo/irdata/earnings/)で公開しております。

(2)コーポレートガバナンス基本方針
当社は、当社の「コーポレートガバナンス基本方針」を、当社ホームページ(http://www.titankogyo.co.jp/about/governance/)で公開しております。

(3)取締役等の報酬に関する方針及び手続
取締役等の役員報酬は、月例報酬と賞与で構成し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けた健全なインセンティブとして機能させるため、報酬に占める賞与の割合を適切に設定しております。なお、社外取締役の報酬は、経営陣からの独立性を担保するため、月例報酬のみで構成しております。また、取締役の報酬は、株主総会で決議された額の範囲内において、取締役会で決定しております。

(4)取締役及び監査役候補の指名方針及び手続
取締役候補者は、優れた人格、見識、能力及び豊富な経験とともに、高い職業的倫理観を有する人物を指名しております。また、取締役会は、取締役社長の提案を受け、審議の上、株主の負託に応え、取締役として職務を適切に遂行できる人物を取締役候補者として指名しております。
監査役候補者は、優れた人格、見識、能力及び豊富な経験とともに、高い職業的倫理観を有する人物を指名しております。また、取締役会は、取締役社長の提案を受け、審議の上、株主の負託に応え、適切に監査を遂行できる人物を監査役候補者として指名しております。
なお、取締役社長は、監査役会の事前の同意を得た上で、取締役会に監査役候補者を提案しております。

(5)取締役及び監査役候補の指名についての説明
当社は、個々の取締役及び監査役候補の指名についての説明に関して、株主総会参考書類に、個々の略歴、重要な兼職の状況及び所有する当社株式数等を記載し、説明しております。

【補充原則4-1-1.　経営陣に対する委任の範囲の概要】(第2条)

当社の取締役会は、法令及び定款に定められた事項の他、取締役会規則で定めた事項を決定し、それ以外の事項は代表取締役又は業務執行取締役に委任しております。

【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準】(第3条)
当社は、当社の「独立社外役員の独立性判断基準」を、当社ホームページ(http://www.titankogyo.co.jp/about/standard_outsidedirectors/)で公開しておりますので、ご参照ください。

【補充原則4-11-1. 取締役会の構成】(第4条)
当社は、取締役会を10名以内で取締役会の機能を効果的かつ効率的に発揮できる適切な人数で構成し、また、会社の重要事項の決定と取締役の職務の執行を監督するため、取締役会全体としての多様性を確保し、知識、経験及び能力をバランス良く備えた構成しております。さらに、社外取締役は2名以上とし、そのうち1名以上は上記「独立社外役員の独立性判断基準」を満たす独立社外取締役としております。

【補充原則4-11-2. 取締役及び監査役の兼任状況】(第6条)
当社は、取締役・監査役が当社での役割及び責務を適切に果たすため、他の上場会社の役員を兼任する場合、合理的な範囲にとどめるものとしており、毎年事業報告書で、主要な兼任状況を開示しております。

【補充原則4-14-2. 取締役及び監査役のトレーニングの方針】(第13条)
当社は、取締役及び監査役は、当社での役割及び責務を適切に果たすために必要な知識及び能力の向上に努めることとしており、取締役及び監査役に対し、就任時に当社の事業、財務及び組織等に関する研修を実施するとともに、就任後も、当社の事業内容をより深く理解するため、工場視察等の機会を継続的に提供しております。また、当社は、取締役及び監査役の自己研鑽に必要な費用を負担しております。

【原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】(第17条)
当社は、IR担当役員を定め、関連部門と連携して、適時適切に決算説明会、株主総会における事業報告、株主との個別面談及び当社ホームページによる情報提供等の手段により会社情報を開示し、株主との建設的な対話を促進しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
稲畑産業株式会社	2,109,490	6.97
株式会社東芝	2,000,000	6.61
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	1,647,000	5.44
株式会社山口銀行	1,282,238	4.24
株式会社山田事務所	961,950	3.18
小西安株式会社	935,688	3.09
秋田　武松	523,000	1.73
第一生命保険株式会社	388,000	1.28
平井聖子	330,580	1.09
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	303,000	1.00

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員	100人以上500人未満

数	
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
長谷川　亮範	他の会社の出身者								△			
梶　健次	他の会社の出身者					△						

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
長谷川　亮範	○	長谷川亮範氏は、平成26年６月まで当社の工事発注先である新光産業株式会社の代表取締役会長を務め、現在、同社の相談役でありますが、平成27年３月期における同社との取引実績は当社売上高の１%未満であり、当社の主要な取引先には該当しません。	長谷川亮範氏が相談役に就任している新光産業株式会社と当社との間には取引関係がありますが、同氏の独立性に影響を及ぼす特別の関係はありません。また、同氏は株式会社東京証券取引所の定める独立役員の独立性基準に抵触しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として選任しております。
梶　健次	○	梶健次氏は、平成16年５月まで当社の主要な取引先である株式会社山口銀行の総務部長を務め、平成27年３月末時点における同行からの借入金残額は約35億	梶健次氏が株式会社山口銀行を退任して11年が経過しており、同氏の独立性に影響を及ぼすおそれはないものと判断しております。また、同氏は株式会社東京証券取引所の定める独立役員の独立性基準に抵触しておらず、一

		円です。	般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人及び内部監査室と、必要に応じて相互の情報交換・意見交換を行うなど、連携を密にしております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
大田　明登	弁護士													
大崎　　真	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大田　明登	○	独立役員であります。	当社と取引関係、その他の利害関係がないことから経営監視機能の客観性及び中立性が確保でき、かつ、弁護士として高度な専門知識を有しているため
大崎　　真	○	独立役員であります。	当社と取引関係、その他の利害関係がないことから経営監視機能の客観性及び中立性が確保でき、かつ、弁護士として高度な専門知識を有しているため

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	4 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員全てを独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他

該当項目に関する補足説明

会社の業績等に応じて役員賞与を支給

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

平成27年3月期における当社の取締役及び監査役に支払った役員報酬等

取締役　5名　63百万円

監査役　4名　20百万円

　計　　9名　83百万円

(注)1.上記のほか、使用人兼務取締役の使用人給与が7百万円(1名分)あります。

　　2.上記の監査役の支給額には、社外監査役6百万円(2名分)を含んでおります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

社外取締役
取締役会の事務局は総務部が担当し、社外取締役が取締役の業務執行を適切に監督できるよう、取締役会議案の事前説明や各種情報提供を実施するなど、社外取締役をサポートする体制を整備しております。

社外監査役
監査役会の事務局は内部監査室が担当し、社外監査役が取締役の業務執行を適切に監査できるよう、取締役会議案の事前説明や各種情報提供を実施するなど、社外監査役をサポートする体制を整備しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

・企業統治の体制の概要

当社は監査役制度を採用し、コーポレート・ガバナンス体制の改善、強化に努めております。取締役会は平成27年6月26日現在　取締役7名で構成しており、そのうち2名は社外取締役です。毎月1回の定時取締役会のほか必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令、定款及び株主総会の決議に基づき、当社の経営に関する最高の意思決定と取締役の業務執行の監督を行っております。
監査役会は平成27年6月26日現在　監査役4名で構成しており、そのうち、2名は社外監査役で、社外監査役2名を含む監査役4名が内部監査室と連携して監査を実施しております。毎月1回の定時監査役会のほか必要に応じて臨時監査役会を開催するとともに、監査役は取締役会に出席し、会社の状況及び取締役の業務執行について監査を行っております。
執行役員は経営の効率化、意思決定の迅速化及び次期取締役候補の育成等を目的として、平成21年6月26日より部長、箇所長の中から選任しております。

・リスク管理体制の整備の状況
当社におけるコンプライアンス及びリスク管理を徹底するため、以下のとおり各種委員会を設置しております。

1)内部統制委員会
内部統制委員会は代表取締役社長を委員長とし、コンプライアンス委員会及びリスク管理委員会の諮問事項を最終決定するとともに、両委員会の活動内容等に関して必要な指示を命じております。

2)コンプライアンス委員会
コンプライアンス委員会は年間計画に基づき、当社のコンプライアンス行動指針の周知徹底などコンプライアンスの推進等に関する事項を審議しております。また、社内の法令違反行為又は不正行為の早期発見と早期是正を図るため、通報者の保護を徹底した内部通報窓口を設置しております。

3)リスク管理委員会
リスク管理委員会は年間計画に基づき、当社のリスクの洗い出し、評価・分析、リスクへの対応方法の決定等を行い、リスクの未然防止を図るとともに、万一緊急事態が発生した場合は、経営資源の保全と経営被害の最小化を図るために必要な事項を審議しております。

・内部監査及び監査役監査
内部監査室は業務執行部門から独立した代表取締役社長直属の組織とし、平成27年6月26日現在3名(うち兼任3名)で構成しております。内部監査室は年度計画に基づき監査を行い、その結果を代表取締役社長へ報告し、代表取締役社長からの是正指示を各業務執行部門へ示達するとともに、是正措置の実施状況についてフォローアップ監査を実施する体制となっております。監査役会とは、必要に応じて相互の情報交換・意見交換を行うなど、連携を密にしております。
監査役会は平成27年6月26日現在　監査役4名で構成しており、そのうち、2名は社外監査役で、社外監査役2名を含む監査役4名が内部監査室と連携して監査を実施しております。会計監査人及び内部監査室とは、必要に応じて相互の情報交換・意見交換を行うなど、連携を密にしております。監査役会の事務局は内部監査室が担当しております。但し専従者は置いておりません。

・社外取締役及び社外監査役
平成27年6月26日現在の当社の社外取締役は2名、社外監査役は2名であります。社外取締役の長谷川亮範氏は、平成26年6月まで当社の工事発注先である新光産業株式会社の代表取締役会長を務め、現在、同社の相談役でありますが、平成27年3月期における同社との取引実績は当社売上高の１%未満であり、同氏の独立性に影響を及ぼす特別の関係はありません。また、同氏は株式会社東京証券取引所の定める独立役員の独立性基準に抵触しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として選任しております。さらに、当社と同氏との間に人的関係、資本関係、取引関係、その他の利害関係はありません。
社外取締役の梶健次氏は、平成16年5月まで当社の主要な借入先である株式会社山口銀行の総務部長を務めておりましたが、、同氏が同行を退任して11年が経過しており、同氏の独立性に影響を及ぼすおそれはないものと判断しております。また、同氏は株式会社東京証券取引所の定める独立役員の独立性基準に抵触しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として選任しております。さらに、当社と同氏との間に人的関係、資本関係、取引関係、その他の利害関係はありません。
社外監査役の大田明登氏は、大田明登法律事務所の弁護士です。同氏につきましては弁護士としての経験と専門知識を当社の監査に反映していただくため社外監査役に選任しております。なお、同氏は当社株式を保有しておりますが、僅少であり、当社との人的関係、資本関係、取引関係、その他の利害関係はありません。
社外監査役の大崎真氏は、大崎真法律事務所の弁護士です。同氏につきましては弁護士としての経験と専門知識を当社の監査に反映していただくため社外監査役に選任しております。なお、同氏は当社株式を保有しておりますが、僅少であり、当社との人的関係、資本関係、取引関係、その他の利害関係はありません。
なお、社外取締役及び社外監査役を選任するための、当社からの独立性に関する基準又は方針については特に定めておりませんが、選任にあたっては株式会社東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準を参考にしております。

・会計監査の状況
会計監査人は太陽有限責任監査法人を選任し、期中及び期末に会計監査を受けております。当事業年度において業務を執行した公認会計士の氏名等につきましては以下のとおりであります。
業務を執行した公認会計士の氏名
指定有限責任社員　業務執行社員　公認会計士　大　村　　茂
指定有限責任社員　業務執行社員　公認会計士　大　矢　昇　太
監査業務に係る補助者の構成
公認会計士　4名　その他　3名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は平成27年6月開催の定時株主総会において社外取締役2名を選任し、外部の視点から経営の監視監督を行うこと及び第三者の知見を加えることで、経営の透明性、健全性、客観性を一層高めています。また、監査役4名中の2名を社外監査役とすることで経営への監視機能を強化しております。コーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観的、中立の経営監視の機能が重要と考えており、社外監査役2名による監査が実施されることにより、外部からの経営監視機能が十分に機能しております。また、社外監査役と会計監査人及び内部監査室とは、必要に応じて相互の情報交換・意見交換を行うなど、連携を密にしております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の日の2週間前の日の前日に発送
その他	株主総会情報のホームページ掲載

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	IRに関するURL　http://www.titankogyo.co.jp ホームページに掲載している投資者向け情報 決算短信、適時開示情報、有価証券報告書、四半期報告書、株主総会の招集通知他	
IRに関する部署（担当者）の設置	IRに関する部署　総務部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境方針を当社ホームページに掲示
その他	内部統制システム構築の基本方針、コンプライアンス行動指針、品質方針およびプライバシーポリシーを当社ホームページに掲示

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

・内部統制システムの整備の状況
当社は会社法及び会社法施行規則に基づく業務の適正を確保するための体制の整備を目的として、取締役会決議により内部統制システム構築の基本方針を定め、当該方針に従って、以下のとおり内部統制システムを整備・運用しております。

1）取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
取締役及び使用人のコンプライアンスの徹底を図るためコンプライアンス規則及びコンプライアンス行動指針を制定し、全社を統括するコンプライアンス委員会において、コンプライアンスの遵守状況を管理する。また、内部監査室が定期的にコンプライアンスに関する内部監査を実施し、その結果を社長及び監査役へ適宜報告する。さらに、法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段として内部通報窓口を設置する。

2）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報については、文書取扱規則に従い適切に文書で保存及び管理を行う。

3）損失の危険の管理に関する規定その他の体制
リスク管理に関する体制を整備するためリスク管理規則を制定し、全社を統括するリスク管理委員会において、リスク管理に関する施策を立案、推進する。また、不測の事態が発生した場合は、対策本部を設置し、迅速かつ適切な対応を行い、損害の拡大を防止する。

4）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督等を行うとともに、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な意思決定を行う。また、取締役会において中期経営計画及び年度予算を策定し、各取締役の担当職務を明確にし、職務執行の効率化を図る。

5）当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
関係会社管理規則を制定し、子会社の独立性・自主性を維持しつつ、事業活動等の定期的な報告に加え、重要案件については事前協議を行う。また、当社取締役又は使用人を子会社の役員として派遣し、子会社の運営を監視・監督及び監査して業務の適正を確保するとともに、当社の監査役及び内部監査室が連携して、子会社の業務執行状況を監査する。

6）監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役の職務を補助するため、監査役会事務局を設置し、内部監査室との兼務使用人1名以上を配置する。

7）6）の使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役会事務局の使用人は監査役から直接指示命令を受け、監査役に直接報告できる。また、監査役会事務局の使用人に関する人事異動については、監査役会の事前の同意を得る。

8）取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
取締役及び使用人は監査役に対して、以下の報告を行う。
（1）会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちにその事実
（2）取締役及び使用人が法令もしくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがあると考えられるときは、その旨
（3）監査役が報告を求めた事項、その他監査上有用と判断される事項

9)監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査役へ情報提供を行ったことを理由として、不利益な取扱いをすることを禁止するとともに、情報提供者の職場環境が悪化することがないよ うに適切な措置を講じる。

10）監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役の職務の執行について生ずる費用等の請求の手続きを定め、監査役から前払いまたは償還等の請求があった場合には、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、所定の手続きに従い、これに応じる。

11）その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役会と代表取締役との間で定期的な意見交換会を開催する。また、監査役からの要請に応じ、監査役と会計監査人及び内部監査室との間で連絡会を開催する。

12）財務報告の信頼性を確保するための体制
金融商品取引法その他の関係法令等に基づき、有効かつ適切な内部統制の整備および運用体制を構築するとともに、当該体制が適正に機能していることを継続的に評価し、必要な是正措置を行う。

13）反社会的勢力排除に向けた体制

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関わりを持たず、不当な要求に対しては、警察等の外部専門機関と連携し、毅然とした姿勢で対応するとともに、反社会的勢力および団体排除に向けて組織的に取り組む。

参考資料「模式図」:巻末「添付資料」をご覧ください。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1)反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は反社会的勢力と取引を行いません。また、反社会的勢力からの不当な要求に対しては、警察等の外部専門機関と連携を図り、組織的に対処します。

2)反社会的勢力排除に向けた整備状況
・コンプライアンス行動指針に反社会的勢力と取引を行わない旨を定めています。
・反社会的勢力への対応として、対応マニュアルを制定するとともに、対応総括部署を総務部とし、外部機関と連携を図り、組織的に対処します。また、不当要求防止責任者1名を選任しています。
・企業防衛対策協議会や所轄警察署等を通じて反社会的勢力に関する最新の動向を把握するよう努めています。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

・適時開示体制の概要
1)適時開示の基準
当社は、東京証券取引所の定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」(以下「適時開示規則」という)に従って情報の開示を行うほか、適時開示規則に該当しない情報につきましても、当社を理解していただくために有効であると判断した情報は積極的に開示を行うこととしています。

2)適時開示の社内体制
当社は、「内部情報管理規則」を定め、各部門長を「内部情報管理責任者」、総務担当取締役を「内部情報公開責任者」に任命し、各部門に係る内部情報の適切な管理と各部門で発生した内部情報が「内部情報公開責任者」へ迅速に報告される体制をとっております。「内部情報公開責任者」は内部情報のうち、適時開示規則に定める開示基準に該当する決定事実に関する情報、発生事実に関する情報および決算に関する情報を取締役会の決定または代表取締役の承認後、速やかに開示しております。

3)適時開示の方法
適時開示規則に定める開示基準に該当する情報は、同規則に従い東京証券取引所への事前説明後、東京証券取引所の提供する適時開示情報伝達システム(TDnet)により公開するとともに、東京証券取引所内記者クラブの「兜倶楽部」に資料投函しております。また、適時開示情報に関する問い合わせにつきましては、総務部が窓口となり対応しております。

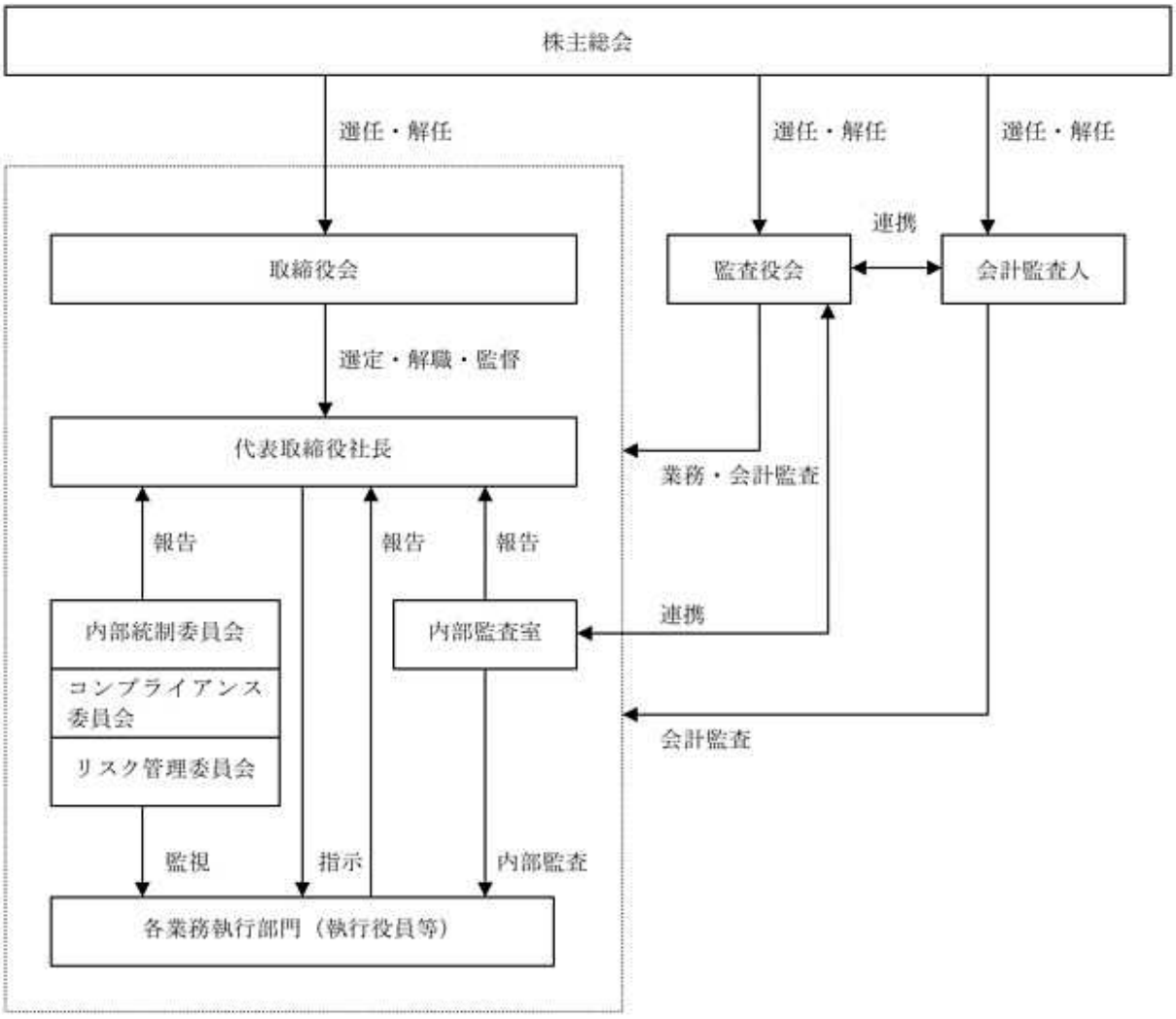
株主総会
選任・解任
選任・解任
選任・解任
連携
取締役会
監査役会
会計監査人
選定・解職・監督
代表取締役社長
業務・会計監査
報告
報告
報告
内部統制委員会
コンプライアンス委員会
リスク管理委員会
内部監査室
連携
会計監査
監視
指示
内部監査
各業務執行部門（執行役員等）